

松江市告示第 548 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 12 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁

| 公の施設の名称 | 指定管理者 | 指定の期間 |
|---------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| 松江市宍道 B&G 海洋センター | 松江市宍道町上来待 206 番地 5 株式会社きまち湯治村 | 令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで |